

様式第 5 号(第9条関係)

南 管 第 1 0 1 号

令 和 8 年 9 月 3 日

所 属 長 様

南 伊 勢 町 長

上村 久仁



資格（指名）停止の決定について（通知）

このことについて、次のとおり決定したので通知します。

商号又は名称	みらい建設工業株式会社 中部支店
代表者氏名	支店長 黒永哲也
許可番号	a-0005582
営業所所在地	愛知県名古屋市中川区月島町 6 番 1 号
事案の内容	名古屋港管理組合が発注する「弥富ふ頭第 1 貯木場北側護岸整備工事（その 6）」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和 8 年 7 月 1 7 日付けで、みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業株式会社及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 有資格業者である同社及び同社の使用人が、業務に関する法令違反で公訴を提起されたことは、南伊勢町建設工事等資格（指名）停止措置要領別表第 2 第 5 号に該当する。 ※当町には中部支店名義で指名願いが提出されている。 指名停止期間：令和 8 年 9 月 3 日～令和 8 年 10 月 2 日まで (1 か月)